

## 前橋市地域クラブ

### K R S H 前橋ジュニアバドミントンクラブ活動規約

#### 1. 【目的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

#### 2. 【名称】

当クラブは、「前橋市地域クラブ K R S H 前橋ジュニアバドミントンクラブ」と称する。

#### 3. 【クラブ員】

- (1) 当クラブは、バドミントン競技を希望する、市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。
- (2) クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の連名による入会届の提出をもって行う。
- (3) クラブの退会は、本人及び保護者の連名による退会届けを提出するものとする。

#### 4. 【役員】

当クラブには、指導者及び保護者の中から次の役員を選任する。

- 代表者・・・クラブを代表する責任者
- 指導者（監督・コーチ）・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、スポーツ活動の全体指導を行う
- 会計・・・クラブの会費の徴収や使用料の支払い等の会計業務を行う
- 監事・・・クラブの会計処理や活動全般が規約に基づき適正に行われているかを監査する。

#### 5. 【総会】

総会は、クラブ員全員の参加を原則とし毎年3月に行う。総会は、以下の内容について討議し承認又は決定する。

- 代表者、指導者（監督・コーチ）、保護者代表、中学生リーダーの選任
- 活動計画（報告）及び収支予算（決算）
- その他、クラブの活動に関わる課題

## 6. 【活動場所】

- (1) 当クラブの活動拠点は「前橋市立第三中学校体育館」とする。
- (2) 公共施設等を必要に応じて利用する場合は、その旨クラブ員に事前に周知する。

## 7. 【活動時間】

- (1) 当クラブの活動は、土曜日、日曜日又は祝日の 8 時 30 分から 11 時までの 3 時間とする。
- (2) なお、気象情報や災害情報により、活動の安全が確保できない場合は行わない。

## 8. 【会費等】

- (1) 当クラブの会費等は、600 円とし、活動に参加する毎に徴収する。
- (2) 公共施設等使用料の支払いが必要な施設を利用する場合、大会や練習会に参加する場合に必要な経費はその都度別途徴収する。

## 9. 【傷害保険】

- (1) 当クラブの活動に関わる指導者及び生徒は全員が「スポーツ傷害保険」に加入するものとし、その費用は保護者が会費とは別に負担する。
- (2) 加入手続きは生徒またはその保護者が個別に行うか、クラブの会計担当者が行う。

## 10. 【研修】

- (1) クラブの代表者及び指導者は、保有する資格の更新手続きに必要な研修を受講するとともに、技術指導並びにスポーツ活動を公正に行うための各種研修に参加するなど、日頃から自己研鑽に努め、ハラスマントの防止、事故やけが、救急救命に関する知識を高めること。
- (2) クラブに参加する生徒は、競技力の向上のため強い意志をもって練習に参加し、競技規則などバドミントン競技の理解の向上を目指すこと。
- (3) クラブに参加する指導者、保護者、生徒の全員との融和に努め、スポーツ活動を通じてクラブに参加する全員が人生の幸福度を向上させるよう自己研鑽に努めること。

## 11. 【その他】

- (1) クラブ活動の周知にあたっては、総会並びに S N S 等を利用する。
- (2) 規約に定めのない事項については、その都度規約第 4 に規定する役員が協議して決定する。

【附則】本規約は、令和 7 年 3 月 1 日より施行する。